

令和6年度 第3回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和6年6月13日(木) 午前10時から10時45分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

三 出席者

- | | | | | | |
|---------|------|-------|---------|------|--|
| 1 人事委員 | 委員長 | 小松哲也 | | | |
| | 委員 | 中本久美子 | | | |
| | 委員 | 細田耕治 | | | |
| 2 事務局職員 | 事務局長 | 山本雅美 | 次長兼給与課長 | 灘尾幸三 | |
| | 任用課長 | 尾田聡子 | 係長 | 浅田瑞生 | |
| | 係長 | 山口玲夏 | 係長 | 河崎卓哉 | |
| | 主事 | 小谷健太 | 主事 | 蓮佛藍子 | |
- ※事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて執務室から呼び出す形で対応

3 傍聴者 なし

四 議 題

- 議案第1号 職員の採用選考について
議案第2号 選考により採用する職に係る承認について(育種・飼養技術)
議案第3号 選考により採用する職に係る承認について(文化財主事)
議案第4号 選考により採用する職に係る承認について(作業療法士)
議案第5号 選考により採用する職に係る承認について(医療技術職)
議案第6号 条例改正に対する本委員会の意見について
議案第7号 人事委員会通知の廃止に係る専決処分の承認等について
議案第8号 人事委員会規則の一部改正に係る専決処分の承認について(組織改正関係)

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第2号から第8号は公開、議案第1号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

職員の採用選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第2号

選考により採用する職(育種・飼養技術)に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県知事から以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

1 申請理由

申請のあった職	採用予定者数	申請理由
育種・飼養技術	1名	育種・飼養技術の職は、専門性の高い職種で競争試験による人員確保が困難であるところ、今後退職見込の現業職員の在職中に、技術やノウハウを継承する必要があり、その後任となる職員を採用する必要があるため。

※育種：家畜の改良品種を作り出すこと

飼養：家畜を飼い養うこと

2 採用予定日

令和7年4月1日

(ただし、任用候補者の資格取得状況等により、それ以前に採用する場合もあり得る。)

3 配属先及び職務内容

(1) 配属先 畜産試験場等

(2) 職務内容 県がブランド化を進める畜産に係る育種・飼養技術の向上、育種研究、飼料管理業務等

4 能力実証の方法

知事部局において選考試験を実施

(1) 受験資格

ア 年齢要件

昭和50年4月2日以降に生まれた人(49歳以下)

イ 資格要件

①又は②のいずれかに該当する者(令和7年3月31日までに該当する見込みの人を含む)

①民間企業等(自営業・公的機関を含む。)において、家畜に係る飼養管理、育種研究若しくは研究補助(これらに準ずる業務を含む。)に従事した職務経験を通算して2年以上有している人

②学校教育法による高等学校、大学若しくは専修学校等において畜産関係学科を修了して卒業した人

(2) 選定方法

○経歴評定 経歴調書に基づき、家畜に係る飼養管理、育種研究及び研究補助に係る実務経験、畜産に係る修学経験について評価

○適性検査 職務遂行に関する適性についての検査

○専門試験 職務遂行に必要な専門知識についての筆記試験

○面接試験 個別面接による人物、専門知識についての口述試験

(3) 試験実施スケジュール(予定)

7月15日(月) 募集開始

8月19日(月) 募集〆切

9月7日(土) 試験日

9月13日(金) 合格発表

5 人事委員会の判断

上記の職は「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

【質疑等】

委員：どのような応募者を想定しているか。

事務局：民間で畜産関係の業務に従事しておられる方、高校や大学で畜産関係を専攻しておられる学生等の応募を見込んでいる。

◇議案第3号

選考により採用する職（文化財主事）に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県知事から以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

1 申請理由

申請のあった職	採用予定者数	申請理由
文化財主事 (埋蔵文化財担当)	1名	文化財主事の職は、専門性の高い職種で競争試験による人員確保が困難であるところ、令和5年度末での退職者発生による欠員を補充する必要があるため。

2 採用予定日

令和7年4月1日

(ただし、任用候補者の資格取得状況等により、それ以前に採用する場合もあり得る。)

3 配属先及び職務内容

- (1) 配属先 地域社会振興部文化財局、埋蔵文化財センター、青谷かみじち史跡公園、むきばんだ史跡公園等
- (2) 職務内容 文化財の保存や活用に関する調査や事業の企画立案、市町村・文化財所有者への助言、補助金業務、埋蔵文化財の発掘調査に関する事務等

4 能力実証の方法

知事部局において選考試験を実施

(1) 受験資格

ア 年齢要件

平成元年4月2日以降に生まれた人（35歳以下）

イ 資格要件

大学又は大学院で考古学又は歴史学を専攻して卒業（修了）した人又は令和7年3月31日までに卒業（修了）する見込みのある人

(2) 選定方法

○基礎能力試験 職務に共通して求められる基礎的な能力についての筆記試験

○専門試験 文化財主事に必要な専門知識についての筆記試験

※出題分野：考古学、歴史学及び埋蔵文化財の調査等に関する知識、文化財保護制度に関する知識

○適性検査 職務遂行に関する適性についての検査

○人物試験 個別面接による人物、専門知識についての口述試験

(3) 試験実施スケジュール（予定）

6月21日（金） 募集開始

7月26日（金） 募集〆切

8月18日（日） 試験日

8月28日（水） 合格発表

5 人事委員会の判断

上記の職は「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

◇議案第4号

選考により採用する職（作業療法士）に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県知事から以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

1 申請理由

申請のあった職	採用予定者数	申請理由
作業療法士	1名	作業療法士の職は、専門性の高い職種で競争試験による人員確保が困難であるところ、今後の職員の退職等を勘案し、当該職種の職員を採用する必要があるため。

2 採用予定日

令和7年4月1日

（ただし、任用候補者の資格取得状況等により、それ以前に採用する場合もあり得る。）

3 配属先及び職務内容

(1) 配属先

総合療育センター、鳥取療育園、中部療育園等

(2) 職務内容

- ・ 肢体不自由、運動発達遅滞及び発達障がい児等の作業療法（外来、通所、入院、入所、在宅）
- ・ 利用者のリハビリテーション、療育（園、学校、デイサービス等）の支援、指導 等

4 能力実証の方法

知事部局において選考試験を実施

(1) 受験資格

ア 年齢要件

昭和59年4月2日以降に生まれた人（40歳以下）

イ 資格要件

理学療法士及び作業療法士法第3条に規定する作業療法士の免許を有する人又は令和7年3月31日までに行われる国家試験によりこの免許を取得する見込みの人

(2) 選定方法

- 基礎能力試験 職務に共通して求められる基礎的な能力についての筆記試験
- 適性検査 職務遂行に関する適性についての検査
- 専門試験 職務遂行に必要な専門知識についての筆記試験
- 人物試験 個別面接による人物、専門知識についての口述試験

(3) 試験実施スケジュール（予定）

6月21日（金） 募集開始

7月26日（金） 募集〆切

8月 4日（日） 試験日

8月14日（水） 合格発表

5 人事委員会の判断

上記の職は「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

◇議案第5号

選考により採用する職（医療技術職）に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県営病院事業管理者から以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

1 申請理由

申請のあった職	採用予定者数	申請理由
診療放射線技師	3名	・自己都合退職の補充 ・定数増に伴う採用
臨床検査技師	2名	・自己都合退職の補充 ・定数増に伴う採用
理学療法士	1名	・自己都合退職の補充
診療情報管理士	2名	・定数増に伴う採用

2 採用予定日

令和7年4月1日

（ただし、欠員等の状況によっては、それ以前に採用する場合もあり得る。）

3 能力実証の方法

病院局において選考試験を実施

(1) 受験資格

ア 年齢要件（全職種共通）

昭和40年4月2日以降に生まれた者（59歳以下）

イ 資格・免許

職種	資格・免許
診療放射線技師	診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第3条に規定する診療放射線技師免許を有する者又は令和6年度に実施される診療放射線技師国家試験により同免許を取得する見込みの者
臨床検査技師	臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第3条に規定する臨床検査技師免許を有する者又は令和6年度に実施される臨床検査技師国家試験により同免許を取得する見込みの者
理学療法士	理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条に規定する理学療法士免許を有する者又は令和6年度に実施される理学療法士国家試験により同免許を取得する見込みの者
診療情報管理士	四病院団体（（一社）日本病院会、（公社）全日本病院協会、（一社）日本医療法人協会、（公社）日本精神科病院協会）及び（公財）医

	療研修推進財団の定める診療情報管理士認定証の交付を受けている者又は令和6年度に実施される診療情報管理士認定試験により同認定証の交付を受ける見込みの者
--	--

(2) 選定方法

専門試験（専門的知識及び思考力、表現力などの能力についての論文試験）及び面接試験（個別面接による人物、専門的知識についての口述試験）の成績により合格者を選考

(3) 試験実施スケジュール（予定）

- 6月14日（金） 募集開始
- 7月12日（金） 募集〆切
- 7月27日（土） 試験日
- 8月28日（水） 合格発表

5 人事委員会の判断

上記の職は「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

◇議案第6号

条例改正に対する本委員会の意見について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

県議会から求められた条例案に対する意見について、以下のとおり回答する。

1 議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 条例の改正理由

職員の介護と仕事の両立を支援するため、介護時間を利用できる期間を拡大する。

(2) 改正の概要

ア 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

要介護者の介護が必要な期間において、介護時間（※）を利用できることとする。

※要介護者の介護のために利用が可能な無給休暇（1日につき最大2時間）

<利用可能期間>

改正後	改正前
要介護者が介護を必要とする期間	要介護者が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、 <u>連続する3年の期間</u>

イ 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

アに準じた改正を行う。

ウ 施行期日等

施行期日は、公布の日とする。

(3) 条例案に対する当委員会の判断（案）

職員の介護と仕事の両立を支援するため、介護に係る休暇制度の拡充を行うものであり、異議はない。

2 議案第6号 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(1) 条例の改正理由

勤務の特殊性についての状況に鑑み、警察職員に支給する特殊勤務手当について所要の改正を行う。

(2) 改正の概要

ア 災害応急手当について、災害警備作業等に従事した場合における手当の支給要件である「心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるもの」を廃止し適用範囲を拡大する。

<対象となる作業>

改正後	改正前
職員が異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守、鑑識作業(以下「災害警備作業等」という。)	職員が異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備作業等又はこれらに相当する作業で <u>心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるもの</u> ↓ ①都道府県警察に災害警備本部が設置された場合又は大規模な事故により相当多数の死傷者のある災害が発生した場合において、職員が災害警備作業等に引き続き2日以上従事した場合の当該作業 ②人命救助の作業で著しく危険であると人事委員会が認めるもの

イ 大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合の支給額を1日につき1,080円(現行840円)に引き上げる。

ウ 災害応急手当と他の特殊勤務手当との併給禁止について明記する。

エ 施行期日等

(ア) 施行期日は、公布の日とする。

(イ) 令和6年1月1日から適用する。

(ウ) 所要の経過措置を講ずる。

(3) 条例案に対する当委員会の判断(案)

職員が従事する災害応急作業の危険性、困難性等を踏まえ、国の取扱いに準じて手当の適用範囲の見直し等を行うものであり、異議はない。

【質疑等】

委員：災害応急手当の支給額引上げの対象となる大規模な災害はどのようなものなのか。

事務局：人事委員会が定めることとなるが、災害救助法が適用される地震等を運用通知で規定したいと考えている。

◇議案第7号

人事委員会通知の廃止に係る専決処分の承認等について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

以下のとおり人事委員会通知を廃止したので報告するとともに承認を求める。

1 廃止した通知の名称

(1) 職員の職務に専念する義務の免除について(令和6年1月11日付第202300256875号)

(2) 県費負担教職員の特別休暇について(令和6年1月11日付第202300256875号)

2 廃止した通知の内容

令和6年能登半島地震により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことがやむを得ないと認められるとき、公務の運営に支障のない範囲内でその都度必要と認める期間において職専免又は特別休暇を承認する。

(1) 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に

避難しているとき。

- (2) 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

3 廃止理由

人事院から発出されている国家公務員における取扱い（上記2と同様）を定めた人事院指令14-1（令和6年能登半島地震の被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について）について、ライフライン等の復旧状況や各府省における当該臨時措置の利用状況を踏まえ、令和6年6月1日をもって廃止されるため。

4 専決処分の理由

上記3の廃止に係る人事院指令の発出が令和6年5月17日付けで行われ、人事委員会に諮るいとまがなかったため。

5 専決処分の日

令和6年5月28日

◇議案第8号

人事委員会規則の一部改正（組織改正関係）に係る専決処分の承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

以下のとおり人事委員会規則の一部を改正する専決処分を行ったので報告するとともに承認を求める。

1 規則の名称

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）

2 概要

地域社会振興部及び県土整備部に置く産業廃棄物処理施設審査準備室を産業廃棄物処理施設審査課に改めることに伴い、規則について一部改正を行う。

- ・3種及び4種の「産業廃棄物処理施設審査準備室の室長」を削除

3 施行日

令和6年6月11日

4 専決処分の理由

令和6年6月11日付けの組織改正について、任命権者から令和6年6月4日付けで規則改正依頼があったことから、緊急を要し、人事委員会に諮るいとまがなかったため。